一般競争入札

令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託　一式

入　札　説　明　書

福島県教育庁文化財課

入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び本件令和８年度福島県埋蔵文化財試掘調査掘削業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注する入札に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）
福島県
福島県教育委員会教育長　鈴木　竜次

２　入札に付する事項
（１）件名及び数量　令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託　一式
（以下「掘削業務委託」という。）
（２）業務の仕様等　別紙契約書（案）及び仕様書のとおり
（３）履 行 期 間　契約締結日から令和９年３月１２日まで

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。
（１）施行令第１６７条の４第１項各号（別記１）のいずれにも該当しない者であること。
（２）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第３２条第１項各号に該当しない者であること。
（５）公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の埋蔵文化財調査業務について過去２年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認
（１）入札者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書（様式１。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記５の（１）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

添付書類	内容	備考
様式２	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	
様式５	入札保証金納付免除関係書類	入札保証金納付免除申請をする場合提出
様式６	履行実績証明書	「確認申請書」の添付書類及び様式５のうち財務規則第２４９条第１項第２号（別記４）による免除申請をする場合、様式６若しくは様式７を提出
様式７	履行実績証明願	

なお、令和８年１１月２７日（金）午後５時１５分までに当該申請を行わなかった場合、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。
また、参加資格が与えられ、入札に参加する場合は令和８年度福島県埋蔵文化財試掘調査掘削業務委託に係る一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）の写しを入札書と一緒に提出すること。
（２）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5　契約条項等を示す場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア　郵便番号　９６０－８６８８

イ　住　　所　福島市杉妻町２番１６号　福島県庁西庁舎４階

ウ　機 関 名　福島県教育庁文化財課

エ　電話番号　０２４－５２１－７７８７

オ　Ｆ Ａ Ｘ　０２４－５２１－７９７４

（2）確認申請書の提出期間及び提出場所

ア　提出期間　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ　提出場所　福島県教育庁文化財課

なお、申請書類は**持参又は郵送**（提出期間内必着）とする。

おって入札参加資格の有無を一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により通知する。

（3）開札の日時及び場所

ア　日　　時　令和８年１２月８日（火）午後１時３０分

イ　場　　所　福島県庁西庁舎４階　教育総務課分室１（福島市杉妻町２番１６号）

6　入札書の提出方法

（1）入札書の提出期限及び提出場所

入札に参加する者は、指定の入札書（様式４）に必要事項を記載し、郵送すること。

ア　提出期限　令和８年１２月７日（月）午後５時

イ　提出場所　郵便番号　９６０－８６８８

住　　所　福島県福島市杉妻町２番１６号　福島県庁西庁舎５階

機 関 名　福島県教育庁**財務課**（電話：０２４－５２１－７７５８）

（2）入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により**郵送**で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

（3）入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

（4）中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ　「令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託」

ウ　開札日　令和８年１２月８日（火）

（5）外封筒には、入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）の写し及び入札保証金を納付する者は納付した領収書を入れ、表に上記（４）の必要事項、担当者及び担当者連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

（6）入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア　①単価（税抜額）、②予定数量と単価を乗じた金額、③前述②を合計した総額。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載をすること）。

7　入札保証金

（1）入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

（2）入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号（別記３）に規定する有価証券を提出するものとする。

（3）財務規則第２４９条第１項各号（別記４）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。その際は確認申請書とともに、入札保証金納付免除申請書（様式５）を提出すること。なお、財務規則第２４９条第１項第１号による免除を申し出る場合は、当該入札補償保険契約を締結したことを証する書面（保険契約に係る保険証券）を、第２号による免除を申し出る場合は、

上記４の（１）履行実績証明書（様式６）若しくは履行実績証明願（様式７）を添付すること。
（４）入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。（別記５及び６）
（５）入札保証金を納付する者は、入札者の提出に併せて納付した領収書を郵送すること。

８　入札方法及び開札等
（１）開札は、上記５の（３）で指定する日時及び場所で行う。
（２）開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
（３）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付すことができるものとする。
（４）再度の入札は２回までとし、提出方法及び提出期限については、別途通知する。

９　入札参加者に要求される事項
入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札心得
（１）入札者は、入札説明書、契約書（案）、仕様書を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式８）により令和８年１１月２０日（金）午後５時１５分までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。
福島県教育委員会教育長は、同じく令和８年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式８）により速やかに回答する。
（２）入札者は、所定の日時及び場所に**郵送にて**入札書を提出することを原則とする。

11　入札の取りやめ等
入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12　入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
（１）上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
（２）この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
（３）所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
（４）同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
（５）鉛筆書きによる入札
（６）日付、記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
（７）金額を訂正した入札
（８）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（９）同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(10) 明らかに談合によると認められる入札
(11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

13　落札者の決定方法
（１）総額が財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札金額を提示した者を契約の相手方とする。
（２）落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを行い、落札者を決定するものとする。
（３）入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号（別記２）の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金

（１）落札者は、契約金額（当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額）の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（２）契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて財務規則第２２８条第２項各号（別記７）に規定する担保の提供をもって代えることができる。

（３）財務規則第２２９条第１項各号（別記８）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（４）契約保証金の納付及び還付においては、財務規則第２３１条（別記９）及び第２３３条（別記 10）による。

15　契約書等の作成

（１）契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

（２）契約の確定時期は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

（３）落札者が、上記（１）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16　契約条項

契約条項は、契約書による。

【地方自治法施行令（抜粋）】

■　別記１（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

■　別記２(随意契約)

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

八　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

【福島県財務規則（抜粋）】

■別記３（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第百六十九条　保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一　福島県債証券　額面全額

二　国債証券　額面全額の十分の八

三　地方債証券（福島県債証券を除く。）　額面全額の十分の八

四　特別の法律により法人の発行する債券　時価の十分の八

五　知事が確実であると認める社債券　時価の十分の八

２　（以下略）

■別記４（入札保証金の減免）

第二百四十九条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二　一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三～四　（略）

２　（略）

■別記５（入札保証金の納付等）

第二百五十一条　契約権者は、第二百四十九条第一項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

2　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

■別記６（入札保証金の還付）

第二百五十三条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

■別記７(契約保証金の納付)

第二百二十八条　契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額(継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの(以下「単価契約」という。)にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額))の百分の五以上の額(工事(建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。)又は製造の請負契約にあつては請負代金の額の百分の十以上の額、電子入札(所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること(以下「電子入札記録」という。)により行う入札をいう。以下同じ。)の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額)の契約保証金を現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めさせなければならない。

2　前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

一　第百六十九条第一項各号に規定する有価証券

二　当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第四項に規定する保証事業会社の保証

3　前項の場合において、同項第一号の有価証券の担保価額の算定については、第百六十九条第一項に規定するところによる。

4　契約権者は、第二項第二号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

5　契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

■別記８（契約保証金の減免）

第二百二十九条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項にお

いて「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。

四　施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五～十八　（略）

２　（略）

■別記９（契約保証金の納付等）

第二百三十一条　契約権者は、第二百二十九条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額(その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

２　出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

■別記 10（契約保証金の還付）

第二百三十三条　契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

２　前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。